

被災されたみなさまへ

～大田区被災者生活再建支援事業のしおり～

令和元年 12 月 19 日

大田区福祉部

(第 三 版)

ご申請されても本事業の補助金支給の条件に該当しない場合は、補助金の支給はできませんのでご了承願います。

Q & A など、本資料は内容の追加があった場合、順次更新しますので、最新の資料はホームページでご確認ください。

消せるボールペン、鉛筆で書かれた書類は受付できません。

★【申請期間・申請方法・受付窓口】★

申請期間：令和元年12月19日から令和2年11月11日まで

申請方法：同封の返信用封筒（切手不要）で必要書類をお送りください。

受付窓口：下表を参照願います。

受付場所	受付日・時間	電話番号
区役所本庁舎3階 「介護保険課（13番窓口）」（事務局） 大田区蒲田五丁目13番14号	申請期間中 平日（土・日・祝日を除く） 8：30から17：00まで	03-5744-1359
田園調布高齢者在宅サービスセンター2階 「被災者生活再建支援田園調布臨時窓口」 大田区田園調布五丁目45番10号	12/19から12/27まで 土日を含む毎日 1/6から1/24まで 平日（土・日・祝日を除く） <u>ただし、1/11（土）は受け付けを行います。</u> 9：30から17：00まで	070-6437-5608

※田園調布高齢者在宅サービスセンターでは、人数が少ないため詳細な相談は受けられません。

このたびの台風第15号及び19号により被災されました皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今般の台風では、記録的な豪雨に見舞われ、本区においても大規模な浸水害などが発生し、広範囲にわたり甚大な被害を受けました。

大田区は、災害救助法や災害対策支援法の適用を受け、被災されたみなさまの生活再建の一助となるべく、住宅の補修や賃貸住宅に入居されていた方の転居に対する支援制度を整え、被害に遭われたみなさまの生活再建支援制度を整えて、国の法律による制度の適用を受けた方には個別に連絡を取り、各種申請の受け付けを開始しています。

しかしながら、法の枠組みに入らなかった方でも被害に遭われた方が多くいらっしゃるため、区は東京都と協力し、「大田区被災者生活再建支援事業」を立ち上げ、災害対策基本法に基づく罹災証明において「半壊」と認定された方にも支援の手が届くよう制度と整えることとしました。

被災された皆様が一日も早く普段の生活に戻る一助になればと考えておりますので、本事業をご活用頂ければ幸いです。

令和元年12月19日

大田区長 松原 忠義

目 次

1	制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	補助対象について・・・・・・・・	5
3	申請ができる方とその方法・・・・・・・・	7
4	添付書類の要件及び申請書類の記載例・・・・・・・・	9
5	Q&A・・・・・・・・	17
6	申請期間・申請方法・受付窓口・・・・・・・・	22
7	本事業以外の各種区の支援事業・・・・・・・・	23
8	被災者生活再建支援事業関係資料・・・・・・・・	26

※本しおりの末尾に予備の「申請書」、「請求書」が付してあります。

(今回送付した資料一覧)

- 1 被災されたみなさまへ（本資料）
- 2 お知らせ文
- 3 大田区被災者生活再建支援事業補助金交付申請書
- 4 請求書
- 5 提出資料チェックリスト及び個人情報提供に関する同意書
- 6 工事按分計算書
- 7 返信用封筒（切手不要）

1 制度の概要

令和元年台風第 15 号及び第 19 号により居住する住宅が全壊、解体、大規模半壊又は半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。

(1) 対象世帯

居住する住宅の、罹災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」で、住宅の建設、購入、補修または賃借した世帯。ただし、国の被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯はこの事業の対象になりません。(国の制度と区の制度とは重複して受けられません)

(2) 支援内容

住宅の再建方法によって、以下の金額を限度に支給します。

住宅被害別世帯	再建方法	基準額	
		複数世帯 (世帯員 2 人以上)	単数世帯 (世帯員 1 人)
全壊 半壊解体 敷地被害解体	建設・購入	300 万円	225 万円
	補修	200 万円	150 万円
	賃借	150 万円	112.5 万円
大規模半壊	建設・購入	250 万円	187.5 万円
	補修	150 万円	112.5 万円
	賃借	100 万円	75 万円
半壊	建設・購入	200 万円	150 万円
	補修	120 万円	90 万円
	賃借	80 万円	60 万円

全壊、大規模半壊の方で、台風十九号で罹災された方は、国の制度利用になります。

台風 15 号で罹災し全壊、半壊解体、敷地被害解体、大規模半壊、半壊の方は全て本制度の対象です。

台風 19 号で罹災した方は、本制度以外に災害救助法に基づく住宅応急修理制度による補助対象になる場合があります。

本庁舎 6 階 住宅応急修理制度等 臨時窓口 03-5744-1573

(本制度(被災者生活再建支援事業)と住宅応急修理制度と重複して受けられます。)

	台風 19 号で被災の方 (災害救助法適用)	台風 15 号で被災の方 (災害救助法適用外)
一部損壊 (被害率 20%~10%)	災害救助法応急修理 (国) 30 万円未満	住宅被害対策支援事業 (都) 工事費の 1/2 上限 30 万円
一部損壊 (被害率 10%未満)	住宅被害対策支援事業 (都) 工事費の 1/2 上限 30 万円	住宅被害対策支援事業 (都) 工事費の 1/2 上限 30 万円

一部損壊の方は、

区役所本庁舎 6 階 住宅応急修理制度等 臨時窓口

03-5744-1573

にお問い合わせください。

2 補助対象について

(1) 住居が自己所有の方

自己所有の家を解体し新築、補修等を行ったことによる費用を補助する制度です。

本制度の申請を行う場合の補助対象は、家計用（自家用）で使用しており、建物と分離することができないものが対象になります。（事業用は全て除かれます。）

ただし、建物と分離できないものであっても、娯楽や芸術に供する物品などは補助対象から除かれます。

また、屋外の附属物についても原則除かれます。

具体的な例は以下のとおりです。

① 罹災した家を取り壊し、新築した場合の費用

取り壊す必要が無いにも関わらず取り壊した場合は、補修分の上限額までになります。

半壊と判定された方で、一部取り壊しや玄関などを残してその他の部分を取り壊した場合は、取り壊しには該当しません。

② 補修の場合で補助対象となるもの

床、壁、天井、柱、屋根、窓、ドアなど家の構造の一部をなしているもの

造り付けの家具（下駄箱、ベッド、机など）、敷きこみ式のカーペット、畳、自宅購入の際に付いていたカーテン、ブラインド

壁面補修と同時に補修した壁埋め込みのテレビケーブル、LANケーブル類など
エアコン、床暖房装置、天井や壁に固定して使用する照明器具

キッチンカウンターなどに組み込まれた食洗器、食器乾燥機、コンロ、換気扇、IHヒーター、オーブン

壁やキッチンカウンターなどに埋め込まれた洗濯機、洗濯乾燥機

便器、温水式便座（洗浄機能付きを含む）、洗面台、浴槽、湯沸し器、給湯器、電気温水器、家庭用ボイラー

③ 補助対象とならないもの

ア 動産類

動産は原則補助対象にはなりません。（一例）

家電製品（洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、電話機、ヒーター、スポットクーラー、扇風機、テレビ（壁に埋め込んでいるものを含む）、音響設備、ステレオ、プロジェクター、音響設備、カラオケ機など）

家具全般（ベッド、チェスト、ソファ、カーペット、テレビ台、本箱、机、食器棚、椅子など）

食器類、容易に取り外し可能なキッチン器具（ガスコンロ、IHヒーター、食洗器、食器乾燥機、電子レンジ、オーブン、魚焼き機）

情報通信機器（パソコン、プリンター、スキャナー、タブレット、携帯電話、無線LAN設備、インターネット設備、壁に埋め込まれていないLANケーブル）

スポーツ道具、楽器（ピアノなどの大型楽器を含む）、骨董品、壁掛け時計、金庫（固定式を含む）、自転車、バイク、自動車、観葉植物、植木、門扉、門柱、表札、家に付いていない屋外の照明設備、物干し台

本、学用品、写真、書画、衣類、カバン類、工具類など

イ 不動産類

不動産類は、家計用と事業用で補助対象になるか分かります。

- ・ 自宅兼事務所は、事務所部分は補助対象外になります。
一体的に補修している場合は、家計用と事業用の面積割合で工事按分計算書で按分してください。

例) 1階100平米(うち、20平米は事務所)、2階50平米の場合
1階の全ての床、壁紙を交換、100万円を支払った場合

$100万円 \times 80\%$ (1階で家計部分80平米) = 80万円 (請求可能額)

※罹災していない2階、事業用部分は本制度は利用できません。

- ・ 倉庫、車庫、カーポート、車庫のシャッターなど、居室でない場所は対象とはなりません。
- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池、電気自動車の屋外充電設備は対象外です。

(2) 住居が賃貸住宅の方

賃貸住宅にお住まいで被災後引き続き住むことができなくなった方は、本制度を利用できます。

賃貸住宅に被災後引き続き住むことができなくなった証明を管理会社、大家さんなどから取り寄せて頂く必要があります。

① 対象となる費用(いわゆる初期費用)

引っ越しに伴う家財運搬経費(エアコンの移設費を含む)

※ご自身がレンタカーで運搬した場合は、レンタカー代が対象になります。

不動産仲介手数料

礼金、保証金で返還されないもの

保証会社に支払う保証料

火災保険料

引っ越し先で加入が義務付けられている町内会の入会金

引っ越し先で求められた水道の加入当初負担金

② 対象とならない費用

引っ越しごみの処理費用

敷金、保証金(返還されるもの)、前渡し家賃

契約更新の都度、保証金を償却をする方式の契約の保証金は、対象費用とはなりません。

家主に対する原状回復の経費

罹災し、再購入した家財道具

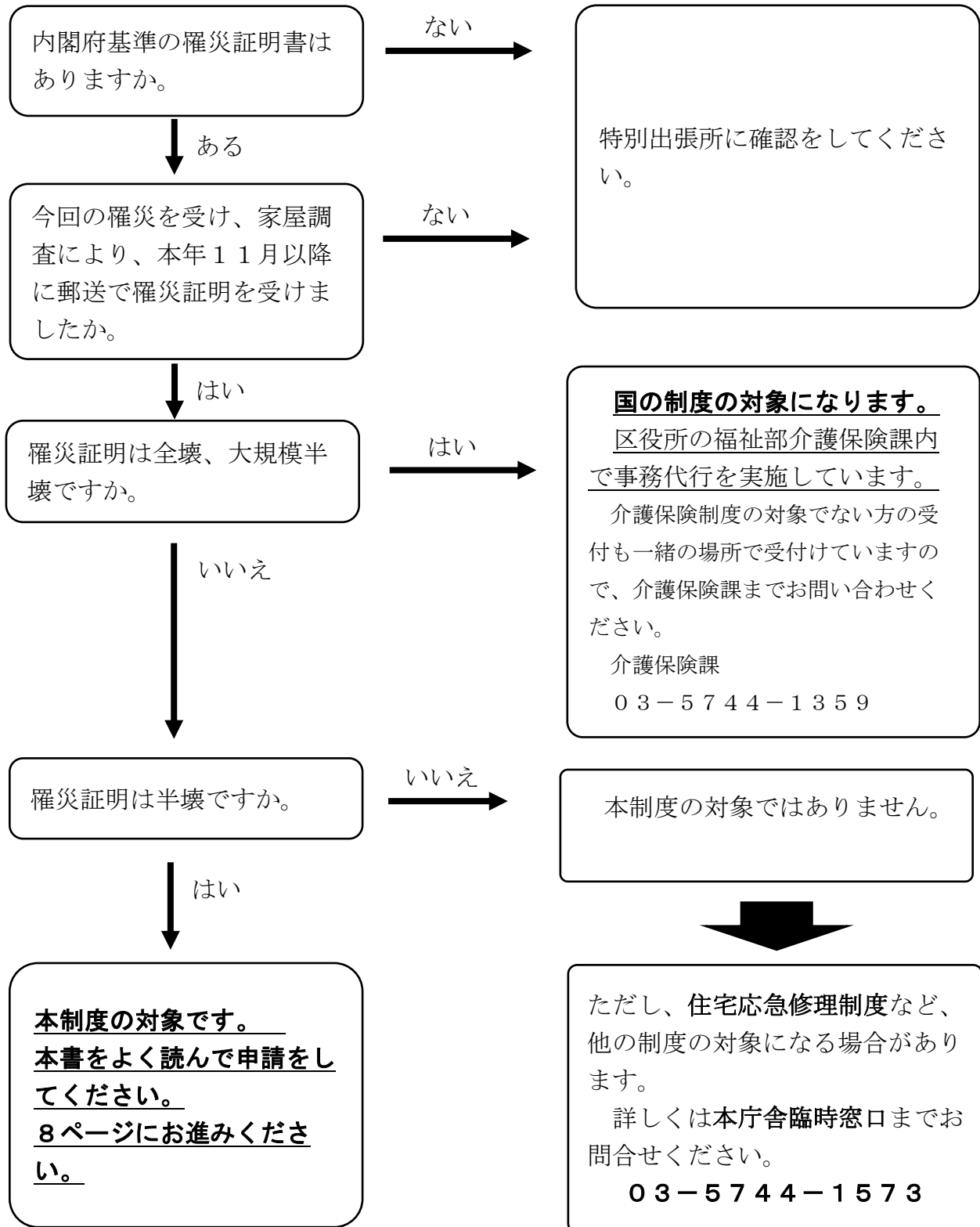
引っ越し時の手袋、洗剤

引っ越し先でのあいさつ回りの物品代

引っ越し先への旅費 引っ越しの際のホテル代

3 申請ができる方とその方法

以下のフローチャートを参考に制度の対象になるかご確認ください。



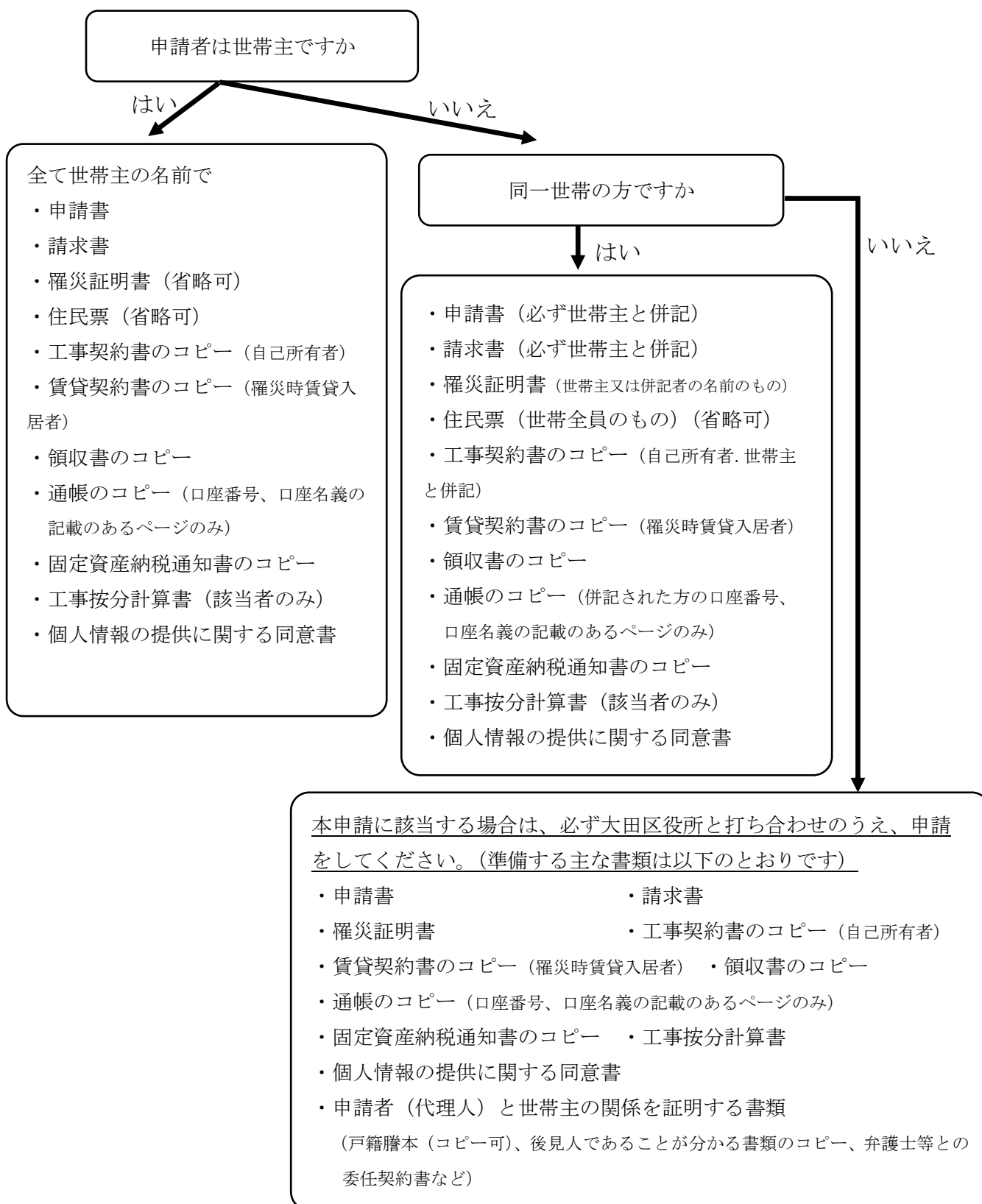
※本制度と他制度の併用も可能な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○ 申請ができる方は、原則世帯主になります。

世帯主が長期出張や高齢で判断ができない場合は、世帯主以外の方でも申請はできます。

ただし、世帯主と住民票上の同一世帯の方、又は世帯主からみて直系血族、成年後見制度を利用した後見人、世帯主から委任を受けた弁護士、司法書士等に限りません。

施工業者は代理人にはなれません。



4 添付書類の要件及び申請書類の記載例

(1) 申請書

次ページの申請書の記載例を参照しご記載ください。

世帯主のお名前ではなく、同一世帯の方のお名前で申請する場合は、必ず世帯主名との連名併記で申請してください。

世帯主でもなく、同一世帯の方でもない方（別住所のご家族等）が申請者になる場合はお問い合わせください。

改修施工業者等の事業者が申請者にはなることができません。

《記載例》

令和元年 12月〇〇日

(宛先)

大田区長

申請者 住所 **大田区田園調布〇-〇-〇**

氏名 **大田 一郎** 印

電話 **〇〇〇〇-〇〇〇〇**



令和元年台風第19号災害による
大田区被災者生活再建支援事業補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 1,200,000 円

該当基準額を〇で囲み、申請額は基準額と実支出費用を比較し少ないほうの金額とする。

住宅被害別世帯	再建方法	基準額		実支出費用
		複数世帯	単数世帯	
全壊	建設・購入	300万円	225万円	1,200,000円
半壊解体	補修	200万円	150万円	
敷地被害解体	賃借	150万円	112.5万円	
大規模半壊	建設・購入	250万円	187.5万円	
	補修	150万円	112.5万円	
	賃借	100万円	75万円	
半壊	建設・購入	200万円	150万円	
	補修	120万円	90万円	
	賃借	80万円	60万円	

印鑑は朱肉を付けるタイプのものをお使いください。(認印で構いません)

2 世帯主氏名 大田 一郎

(世帯以外が申請者の場合は理由)

3 被災した住宅の住所 大田区田園調布〇-〇-〇

4 被災時の住宅の居住形態 (**所有** ・ 賃貸)

5 被災時の世帯の状況 (単数 ・ **複数**)

6 被災住宅の被害状況 (全壊 ・ 半壊解体 ・ 敷地被害解体 ・ 大規模半壊 ・ **半壊**)

7 添付書類

- (1) 被災世帯り災証明書
- (2) 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- (3) 被災世帯が建設、購入、補修又は賃借に要した経費に係る契約書や領収書等の写し
- (4) 預金通帳の表紙の写し等、振込先口座が確認できる書類
- (5) 住宅の半壊被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書類（半壊解体及び敷地被害解体世帯のみ）
- (6) 解体証明書又は滅失登記簿謄本（半壊解体及び敷地被害解体世帯のみ）
- (7) 住宅の損壊により引き続き居住できなくなったことが証明できる書類（賃貸世帯のみ）
- (8) その他区長が必要と認めたもの

(2) 請求書

以下の記載例に従い記載をお願いします。

訂正印では受付できない部分がありますので、ご注意ください。

また、修正液、修正テープ、砂消しゴムを使用した請求書は受け付けられません。

第7号様式（第7条関係）

《記載例》

請求書

金額※	¥	百	十	万	千	百	十	円
		1	2	0	0	0	0	0

ただし、令和元年台風第
補助金確定による。

号災害による大田区被災者生活再建支援事業実施要綱に基づく

罹災原因となった台風の号数（15又は
19）とお書きください

上記のとおり請求します。

~~年 月 日~~

(宛先)

大田区長

住所 大田区田園調布〇-〇-〇

氏名※ 大田 一郎

ここは記入しないでください。

大田

印鑑は朱肉を付けるタイプのものをお使いください。（認印で構いません）

支払金口座振替依頼書		上記の金額を下記の口座に振り込んでください。							
振込先 金融機関	あいうえ	銀行 信用金庫 信用組合	蒲田				支店 出張所		
預金種別	普通 当座	口座番号 (右づめ) ※	0	9	8	7	6	5	4
フリガナ	オオタ イチロウ								
口座名義 ※	(請求者と同じ名義にしてください。) 大田 一郎								

ゆうちょ銀行の場合は記号番号ではなく、漢数字3桁の店名と口座番号7桁をご記入ください。通帳をめくった1ページ目の下段に印字されています。

(注意1) 訂正箇所には訂正印を押印してください。ただし※印の箇所は訂正できません。お手数ですが新しい用紙を取り寄せてください。

(3) 罹(り)災証明書

当該罹災証明書（災害対策基本法第90条の2に基づく証明・内閣府基準のもの）については、対象となる方に11月中旬より順次郵送にて送付しており、当初大田区が見舞金給付のために発行した罹災の証明とは異なるのでご注意ください。

罹災証明書については、「個人情報の提供に関する同意書」に署名いただければ、添付は省略できます。（世帯主申請の場合のみ）

(4) 住民票

今回の事業は被災時に対象地域に実際に居住・住民登録をされている（いた）方が対象です。

住民登録のみで実際に住んでいない（いなかった）方は対象にはなりません。

「個人情報の提供に関する同意書」に署名いただければ、添付は省略できます。

また、住民登録が大田区外の場合でも、罹災月（令和元年10月）の公共料金などの領収書などで被災時に対象地域に居住している（いた）事が証明できれば申請は可能です。

なお、正当な理由がなく期間内（異動から14日以内）に住民登録異動届を居住地に出していない場合は、簡易裁判所への通知（届出期間経過通知）の対象になります。

(5) 工事契約書の写し（家が自己所有の方）

工事契約書の写し（コピー）を添付してください。

契約書に必要な記載事項及び要件は以下のとおりです。

契約年月日（令和元年10月12日以降の契約日に限ります）

契約者氏名及び契約者住所

（契約者氏名欄が〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇と記載されているものは事業用とみなし、受理できません）

施工場所（有効な契約書は、罹災した住所地のみになります）

工事の詳細な内容及び工事別の金額

※ 床工事一式（〇〇万円）、壁工事一式（〇〇万円）としか表記のないものは使用できません

契約金額

施工業者の名称、代表者の名前、事業者の住所

収入印紙の貼付、割り印

(6) 賃貸借契約書の写し（家が罹災時賃貸住宅だった方）

引っ越し先の新しい賃貸借契約書の写し（コピー）を添付してください。

契約書に必要な記載事項及び要件は以下のとおりです。

契約年月日（令和元年10月12日以降の契約日に限ります）

契約者氏名及び契約者住所

敷金、礼金、仲介手数料、保証金などが明示されていること。

家主の住所、氏名（両親や子供が所有する家を賃貸借契約先にはできません）

(7) 領収書の写し

領収書の写し（コピー）を添付してください。

なお、領収書を紛失した場合は、支払い証明書を事業者から取り寄せて添付してください。

領収書に必要な記載事項及び要件は以下の通りです。

契約書と同一の事業者名（賃貸住宅の場合は仲介業者名）と社印

領収年月日（契約日以降の日付であること）

領収書の宛先（申請者と同一であること及び会社名義などになっていないこと）

収入印紙が必要な場合は収入印紙の貼付と割り印

(8) 通帳の写し

通帳の表紙や中に口座番号と口座名義人（省略していないもの）の記載があるページのコピーを添付してください。

口座番号、口座名義人の確認のため使用します。

キャッシュカードのコピーで金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（省略していないもの）等が確認できれば、そちらでも構いません。

申請者（併記者）と異なる名義の口座は使えません。

また、会社名義の〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇 といった口座も法人名義扱いになり使用できません。

なお、次ページの一覧表に無い金融機関を指定された場合、大田区と提携がないため、別に1枚「振込依頼書」の記載をお願いすることになります。

この場合、郵送での書類のやりとりに日にちがかかることから、次ページの一覧表にある金融機関に振り込む場合に比べて入金が遅くなる場合があります。

また、国内のほとんどの金融機関には対応しておりますが、対応できない金融機関をご指定いただいた場合は、こちらからご連絡を差し上げます。

東京都・特別区指定金融機関等一覧(五十音順)

銀行(101)		★…東京交換所非加盟銀行		信用金庫(31)		信用組合(19)		農業協同組合(15)	
あ	0542 愛知銀行	0033 ジャパンネット銀行	0120 北都銀行	1252 青木信用金庫	あ	2060 あすか信用組合	あ	5039 秋川農業協同組合	
	0398 あおぞら銀行	0180 十八銀行	0501 北洋銀行	1303 朝日信用金庫	あ	2226 東信信用組合	せ	5085 世田谷目黒農業協同組合	
	0117 青森銀行	0153 十六銀行	0144 北陸銀行	1327 足立成和信用金庫	き	2241 共立信用組合	と	5087 東京あおばら農業協同組合	
	0119 秋田銀行	0130 常陽銀行	0116 北海道銀行	1358 青梅信用金庫	け	2271 警視庁職員信用組合		5100 東京スマイル農業協同組合	
	0129 足利銀行	0150 スルガ銀行	0146 北國銀行	1323 奄有信用金庫	こ	2229 江東信用組合		5084 東京中央農業協同組合	
い	0172 阿波銀行	0512 仙台銀行★	0154 三重銀行	1283 川崎信用金庫	し	2243 七島信用組合		3013 東京新信用農業協同組合連合会	
	0161 池田泉州銀行	0532 大光銀行	0001 みずほ銀行	1305 興産信用金庫	せ	2231 青和信用組合		5072 東京みどり農業協同組合	
	0174 伊予銀行	0164 但馬銀行★	0289 みずほ信託銀行	1328 小松川信用金庫	た	2010 全国信用協同組合連合会		5055 東京南農業協同組合	
	0123 岩手銀行	0546 第三銀行	0118 みちのく銀行	1336 西京信用金庫	た	2202 全東栄信用組合		5077 東京みらい農業協同組合	
	0576 愛媛銀行	0140 第四銀行	0009 三井住友銀行	1310 さわか信用金庫	た	2284 第一勲業信用組合		5087 東京むさし農業協同組合	
え	0300 SMBC信託銀行	0514 大東銀行	0294 三井住友信託銀行	1319 芝信用金庫	と	2248 大東京信用組合		5037 西多摩農業協同組合	
	0183 大分銀行	0178 筑邦銀行	0005 三菱UFJ銀行	1282 湘南信用金庫	と	2224 東京厚生信用組合		5030 東京農業協同組合	
お	0152 大垣共立銀行	0134 千葉銀行	0288 三菱UFJ信託銀行	1345 昭和信用金庫	は	2215 東京証券信用組合		5050 八王子市農業協同組合	
	0188 沖縄銀行	0135 千葉興業銀行	0562 みなと銀行	1000 信金中央金庫	ま	2274 東京消防信用組合		5070 マインズ農業協同組合	
	0185 鹿児島銀行	0544 中京銀行	0184 宮崎銀行	1344 城南信用金庫		2276 東京都職員信用組合		5060 町田市農業協同組合	
か	0159 関西みらい銀行	0168 中国銀行	0133 武蔵野銀行	1351 城北信用金庫		2210 東浴信用組合			
	0191 北九州銀行★	0131 筑波銀行	0568 もみじ銀行	1356 巣鴨信用金庫	な	2285 中ノ郷信用組合			
	0509 北日本銀行	0526 東京スター銀行	0122 山形銀行	1341 西武信用金庫	は	2277 ハナ信用組合			
き	0163 紀陽銀行	0126 東邦銀行	0170 山口銀行	1348 世田谷信用金庫	ふ	2211 文化産業信用組合			
	0158 京都銀行	0124 東北銀行	0142 山梨中央銀行	1352 湘野川信用金庫					
	0137 さらぼし銀行	0516 東和銀行	9900 ゆうちょ銀行	1360 多摩信用金庫					
	0508 さらやか銀行	0517 栃木銀行	0138 横浜銀行	1321 東栄信用金庫					
く	0128 群馬銀行	0166 鳥取銀行★	0036 楽天銀行	1333 東京三協信用金庫					
け	0522 京葉銀行	0145 富山銀行★	0010 りそな銀行	1311 東京シティ信用金庫					
	0578 高知銀行	0534 富山第一銀行	0187 琉球銀行	1349 東京信用金庫					
こ	0017 埼玉りそな銀行	0543 名古屋銀行		1320 東京東信用金庫					
	0179 佐賀銀行	0162 南都銀行		1262 東京ベイ信用金庫					
さ	0167 山陰合同銀行	0190 西日本シティ銀行		1253 敏能信用金庫					
	0157 滋賀銀行	0143 八十二銀行		1346 目黒信用金庫					
	0175 四国銀行	0525 東日本銀行		1386 山梨信用金庫					
	0149 静岡銀行	0182 肥後銀行		1280 横浜信用金庫					
	0538 静岡中央銀行	0155 百五銀行							
	0125 七十七銀行	0173 百十四銀行							
し	0401 シティバンク・エヌ・エイ	0169 広島銀行							
	0151 清水銀行	0147 福井銀行	2004 商工組合中央金庫						
	0121 荘内銀行	0177 福岡銀行	2963 中央労働金庫						
	0397 新生銀行	0513 福島銀行							
	0181 和歌山銀行	0141 北越銀行							
								金融機関数 168	

(9) 固定資産税納税通知書の写し（固定資産税領収証書でも可）

ご住所とお名前が載っているページのコピーをお送りください。

金額欄は不要ですので、黒く塗りつぶして頂いて構いません。

また、現段階で最新の「平成31年度（令和元年度）」と書かれたものが無ければ、前年度「平成30年度」など、以前のものでも構いません。

お手元がない場合は、固定資産税の減免申請を行った際に送付される第四期分に関する通知、固定資産税の納税証明書（都税事務所発行）をお取りいただくか、令和2年6月頃に東京都から送付される新しい納税通知（令和2年度）の到着を待ってご申請ください。

申請者本人名義以外の法人名義や親せき名義の納税通知書では受理できません。

※「登記簿謄本（土地家屋）」（コピー可）をもって、「固定資産税納税証明書」等に替えることができます。

※「固定資産税納税証明書・領収証書」については何期分でも結構です。

(10) 工事按分計算書

ご自宅の一部を事業用に供している場合で、罹災した部分以外も一緒にリフォームする場合にご記載ください。

記載例は以下のとおりです。

工事按分計算書

1 事業用部分がある方

事業用と家計用（自家用）との工事代金の按分は以下のとおりです。

(1) 契約書で分けることができる場合

工事総額	_____	円
うち 事業用部分	_____	円
うち 家計用（自家用）部分	_____	円

(2) 契約書では分けられない場合

①罹災した部分の総面積	200	平米/坪
②うち事業用部分の面積（税務申告上面積）	100	平米/坪
③うち家計用（自家用）部分の面積	100	平米/坪
④工事総額	2,000,000	円
⑤動産や天井など個別に除く金額	200,000	円
③÷①×④-⑤（今回の申請対象金額）	800,000	円

家計用（自家用）で除くものをお書きください。

2 家の補修と被災した部分以外ものリフォームを同時に行う方

リフォームを同時に行うので、以下のとおり工事代金をの按分は以下のとおりです。

(1) 契約書で分けることができる場合

工事総額	_____	円
うち 罹災していない部分	_____	円
うち 罹災した部分	_____	円

(2) 契約書では分けられない場合

①施工場所の床面積	_____	平米/坪
②うち罹災していない部分の面積	_____	平米/坪
③うち罹災した部分の面積	_____	平米/坪
④工事総額	_____	円
⑤動産や天井など個別に除く金額	_____	円
③÷①×④-⑤（今回の申請対象金額）	_____	円

請求書に書いていただく金額です。

罹災部分以外もリフォームをされる方は、事業用部分がある方と同じ考えでご記載ください。

住所 _____

氏名 _____

※（1）上記1、2で按分できない場合は区役所までご連絡ください。

（2）動産に該当するものが含まれていた場合は、相当額を減算して支給が決定されます。

(11) 提出資料チェックリスト及び個人情報の提供に関する同意書(記載例)

《記載例》

提出資料チェックリスト

提出物の名称	チェック	備考			
① 申請書	✓				
② 請求書	✓				
③ 被災世帯 り災証明書	✓	個人情報の照会に同意いただければ省略できます。(世帯主申請の場合のみ)			
④ 住民票	✓	個人情報の照会に同意いただければ省略できます。			
⑤ { 工事契約書(コピー) 賃借借契約書(コピー) 領収書(コピー)	✓	原則いずれか1つ			
			工事按分計算書(該当者のみ)	✓	
			⑥ 預貯金通帳の口座番号、名義人名が確認できる部分のコピー	✓	金融機関名、支店名、口座番号、名義人名(省略されていないもの)が分かれば、キャッシュカードのコピーでも可
⑦ 提出資料チェックリスト及び個人情報の提供に関する同意書	✓				
⑧ 固定資産税納税通知書(コピー)	✓	固定資産税納税通知書は前年度分でも可 登記簿謄本(土地家屋)でも可 固定資産税納税証明・領収証書は何期分でも可			
建物滅失証明書又は解体証明書(該当者のみ)		法務局又は都税事務所(固定資産部門)で発行されます。			
工事写真(任意)		施工前、施工後の写真があれば添付してください。			
その他説明資料		契約者と世帯主の関係を明らかにする資料など			
①～⑧は同一名義としてください。同一名義で準備できない場合は、ご相談ください。 申請者と法人代表者が同一であっても、法人名義の契約書に基づいて法人名義の口座に振り込むことはできません。		収受印			

介護・田調SC

個人情報の提供に関する同意書

被災者生活再建支援事業に係る給付金(以下「給付金」という。)について、給付金を支払うにあたり、以下の事項について給付金を支払う業務の範囲内で個人情報の提供に同意します。

(1) 住民票の内容の照会に同意します。	同意します
(2) り災証明書の内容確認に対する照会に同意します。	同意します
(3) 契約者が世帯主と世帯主以外とが共同契約者になっている場合、相互の関係性を確認するための戸籍の照会に同意します。 (世帯主が単独契約した場合は戸籍の照会は行いません。)	同意します
(4) 区民税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢医療保険保険料、介護保険料、保育料等、区に支払うべき金銭の納付状況を照会することに同意します。	同意します
(5) 施工業者に対して、工事内容確認のため、契約書に記載されている情報を施工業者に提示し、工事内容を確認することに同意します。	
(6) 本事業は東京都の補助事業であることから、東京都から施工内容等の照会があった場合に、提出があった資料を東京都に提供することについて同意します。	
(7) 国等の機関(国税庁を含む)から給付金の照会があった場合、法律の定めに従い、提出された資料の範囲で国等の機関に提供することを理解のうえ同意します。	
※ (1)～(2)に同意いただいた場合は、住民票、り災証明書の添付を省略できます。 (4)～(7)については、すべてに同意が得られない場合は、給付金はお支払いできません。	↑ 同意する場合、○で囲んでください。

令和元年12月25日

氏名(自署) 大田 一郎

5 Q&A

(1) 申請者について

Q 世帯主は父親ですが、父親が高齢で申請者になれないので、子供の私が申請して良いですか？

A 同一世帯であれば、住民票の提出で同一世帯であることを確認できるので、申請者になることはできますが、申請書と請求書はお父様と連名での記載をお願いします。

Q 多忙で申請手続きを弁護士に一任しています。特別な添付書類は必要ですか？

A 世帯主から今回の申請手続きについて受任していることを弁護士名で作成した書面（様式は自由で、連絡先、担当弁護士のお名前、受任の範囲などを明記したもの）の添付をお願いします。

申請書は世帯主名、弁護士名の併記記載をお願いします。（区からの細かな確認を弁護士経由で間接的に行う場合は併記記載が必要ですが、申請書類の作成だけを依頼し、区からの細かな確認は世帯主で直接対応できる場合は併記記載の必要はありません。）

改修工事等の契約者、領収書、振込先は世帯主名で統一してご記載ください。
詳しくはお問い合わせください。

Q 現在住んでいる家は相続登記をしていませんが、申請できますか？

A 相続人全員から申請に対する同意を取ってから申請をお願いします。

なお、各相続人に無断で補修を行い、支援金を受け取ったことで相続人の間で紛争が生じても大田区では責任を負いかねます。

(2) 申請対象となる建物について

Q 建設・補修・購入・賃借について、それぞれどのような経費が対象となりますか？

A いずれの再建方法についても、当該経費を支出しなければ再建不可能なものを対象とし、想定される経費の例示は以下のとおりです。

1 建設

- (1) 解体又は除去、撤去及び整地に要する費用
- (2) 土地購入費
- (3) 設計料
- (4) 地盤調査費
- (5) 建築確認、中間検査及び完了検査に係る申請料
- (6) 表示登記等に関して、土地家屋鑑定士及び司法書士等に支払う報酬
- (7) 水道加入分担金
- (8) 建物本体工事費

2 補修

- (1) 除去及び撤去に関する費用
- (2) 補修工事費

3 購入

- (1) 購入費
- (2) 表示登記等に関して、土地家屋鑑定士及び司法書士等に支払う報酬

4 賃借

- (1) 住居の移転に伴う家財等の輸送に係る費用
- (2) 不動産会社に支払う不動産仲介料
- (3) 借主が貸主に対して支払う礼金で返還されないもの
- (4) 賃貸保証料
- (5) 火災保険料

Q 自分の家ではなく、おじさんから借りている家です。補修での申請を行いたいのですが、申請できますか？

A 原則は自らが所有し、自らが住んでいる家の補修が支援金の対象になるので、借りている場合は対象にはなりません。

しかし、長年に渡り居住者が補修、大規模修繕などの維持管理を行い、固定資産税も居住者が支払っている場合は支援金の対象になります。

自らが管理している証明として、居住者が納税義務者となっている固定資産税の納税通知書（居住者の名義であること）などのコピーを添付してください。

Q 家は経営している法人の名義ですが、自宅として補修の申請はできますか？

A 法人名義の自宅は申請できません。（税務上、法人が入居者に貸している家の扱いになっているためです）

なお、法人からの賃貸住宅の居住者としての申請は可能です。

Q 自己所有（不動産事業用）のアパートが罹災しました。申請できますか？

A 事業用建物は申請ができません。

なお、入居者の方は申請可能ですが、申請し支援金の交付が決まった場合でもお金は入居者に払われます。

Q アパートの入居者が罹災し住めなくなったため出て行きました。

この場合、出て行った罹災者に補修の支援金を申請してもらい、家主が原状復帰のための費用として支援金もらうことはできますか？

A 支援金が認められた場合でも、入居者の方への支払い対象となる費用は、引っ越し費用や仲介手数料などで、現状回復の費用は支払われません。

また、国土交通省が示す賃貸住宅標準契約書では、入居者の責めによらない場合は入居者に原状回復費用の請求はできないことになっています。

Q 自宅兼賃貸併用住宅で罹災しました。どの範囲まで申請できますか？

A 罹災した日に自宅として使っていた部分が該当します。

貸している部分と一緒に施工した場合は、施工した面積で工事按分計算書で計算し請求してください。

なお、罹災日現在は空室で倉庫として使っていた場合、居住部分と一体的であり、居住部分から玄関を使わず行き来ができる場合は申請できます。玄関を使わなければ行き来できない場合、居住部分と一体的でないため、2住戸の扱いになり申請はできません。（申請できるのは原則1世帯1住戸のみです。）

(3) 二世帯住宅の場合やホームステイを受け入れている場合

Q 二世帯住宅に住んでいますが、それぞれの世帯で別々に申請できますか？

A 玄関が別々の二世帯住宅の場合で、各世帯別に罹災証明が出ている場合は申請できます。

また、玄関は一つでも内部で世帯別に生活空間が分離されており、電気、ガス、水道などを世帯別に契約し、支払いも世帯別に行っている場合も申請できます。

一方、玄関が一つで住民票上は別世帯でも、光熱水費の契約が一つの場合は生計が一つとみなされるため1世帯分の申請になります。

Q 親戚の子供を預かっており、家賃をもらっています。2世帯分申請できますか？

A 罹災日以前から当該家賃を収入として確定申告しているか、本年1月以降に預かった場合、罹災日以前に入居に関する契約書を交わしているかが判断します。

ただし、申請可能な条件を満たしていても親戚の子供さんは、賃貸住宅の入居者としての扱いでの申請になります。

Q 外国からホームステイの大学生を受け入れています。その場合はどうなりますか？

A 事業者が斡旋して受け入れたホームステイの学生は、賃貸住宅の入居者としての扱いで申請はできます。(住民票か在留カード両面のコピー要)

なお、縁故で受け入れていた場合、罹災日以前に入居に関する契約書を交わしている場合は申請できますが、賃貸住宅の入居者としての扱いで申請になります。

短期滞在の資格で入国し、在留カードを持たない方は申請はできません。

(4) 施工、及び施工事業者について

Q 施工事業者は区内の事業者でなければいけませんか？

A 区外の事業者でも構いません。

Q 施工事業者を知りませんが、区で紹介してくれますか？

A 区で連絡先の情報を提供することは可能ですが、契約はあくまでも施主と施工事業者との契約になります。

仕上がりや工事内容に満足しない場合でも区では責任は負えません。

(5) 施工の方法について

Q 自分は大工なので、自分で修理工事をしようと思いますが申請はできますか？

A ご自分で修理することは可能ですが、認められるのは材料費で、自らの人件費は認められません。契約書の代わりに施工内容を記した資料、材料費を支払った際の領収書(レシート可)を添付してください。

Q 被災時は畳の床で、畳に戻すと高価なのでフローリングにしたいのですが、必要な費用として認められますか？

A 施工前・後の床の材質の差は問いません。

また、必要性があり、バリアフリー化を同時に行う事も可能です。

ただし、将来の高齢化を見越して、廊下に手すりを付けたり、玄関にスロープを付

ける等、今は使わない設備の工事は、被災者の生活再建に直接必要が無いため、対象とはなりません。

Q 1階が浸水してしまいました。この際なので、家のフルリフォームを考えています。どのように請求すれば良いですか？

A 浸水による場合、1階部分で天井以外の補修は必要な費用として認められます。

また、浸水の際、漏電などで電気配線を修理しなければいけない理由で天井を取り壊す場合も費用として認められます。

しかし、部屋の色調と調和を取るために一緒に天井も補修した場合は、その費用は対象にはなりません。

浸水が原因で2階の電気設備が壊れた場合など以外は、2階については補修の対象にはなりません。

罹災した部分の修繕とリフォームが混在する場合、施工業者に別々に契約書を作成してもらうか、この場合は、工事の明細から1階部分の工事の金額を抜き出して請求してください。

金額の抜き出しも難しい場合は、同封した「工事按分計算書」を用いて計算してください。

(6) 申請・工事契約等の期限について

Q 多忙でしばらくは申請できそうにありませんが、いつまでに工事契約をすれば良いですか？

A 台風第19号で罹災された方については、令和2年11月11日までに工事契約書・領収書を含む必要書類を揃えての申請書の提出が条件となります。

なお、台風第15号の申請は、令和2年10月7日までとなります。

Q 被災後海外に赴任し、施工は終わっていますが申請はできますか？

A 前記の申請期限までに帰国されるようでしたら、帰国後にご申請ください。

帰国日が未定の場合は、海外からの郵送での申請も可能です。

ただし、料金着払いでの送付ができないため、郵送料をご負担ください。

(7) 支援金の税務上の処理

Q 支援金を受け取った場合、所得認定をされますか？

A 税務署や顧問税理士にご確認ください。

なお、生活保護世帯につきましては、国からの通達で所得認定を行わないことになっています。

Q 今回の被災に対する災害控除と支援金を受領した場合の関係についてはどうなっていますか？

A 税務署や顧問税理士にご確認ください。

Q 税務署に支援金を受け取ったことを通知などしますか？

A 税務署や都税事務所には通知は行いませんが、税務署や都税事務所から法令に基づいた個別の事案に対する調査、照会には区として対応します。

なお、個人情報の提供の同意があっても、法令に基づかない個別の情報提供は行いません。

(8) 区民税などとの整合について

Q 未納の区民税がありますが、申請できますか？

A 区に対し未納の区民税、国民健康保険料、介護保険料、保育料などがある場合は、支援金の支払いが保留されたり、国税徴収法に基づき支援金が差押えされる場合があります。

6 申請期間・申請方法・受付窓口

- (1) 申請期間：令和元年12月19日から令和2年11月11日まで
- (2) 申請方法：同封の返信用封筒（切手不要）で必要書類をお送りください。
- (3) 受付窓口：下表を参照願います。

受付場所	受付日・時間	電話番号
区役所本庁舎3階 「介護保険課（13番窓口）」（事務局） 大田区蒲田五丁目13番14号	申請期間中 平日（土・日・祝日を除く） 8：30から17：00まで	03-5744-1359
田園調布高齢者在宅サービスセンター2階 「被災者生活再建支援田園調布臨時窓口」 大田区田園調布五丁目45番10号	<u>12/19から12/27まで</u> 土日を含む毎日 <u>1/6から1/24まで</u> 平日（土・日・祝日を除く） <u>ただし、1/11（土）は受け付けを行います。</u> 9：30から17：00まで	070-6437-5608

※田園調布高齢者在宅サービスセンターでは、人数が少ないため詳細な相談は受けられません。

7 本事業以外の各種区の支援事業

被災された方向け各種制度・手続き等に関する大田区相談窓口一覧

台風や大雨等で被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。税金や保険料の減免、資金の貸付けなど、次の制度があります。条件などの詳細は、担当へお問い合わせください。（令和元年12月12日現在）

区の相談窓口がご不明の場合は、**広聴広報課広聴担当（電話5744-1135）**までお問い合わせください。

1 被災証明書	◆問い合わせ 田園調布地区にお住まいの方 田園調布特別出張所 3721-4261 嶺町地区にお住まいの方 嶺町特別出張所 3722-3111 その他の地域にお住まいの方 各特別出張所
床下浸水、床上浸水、屋根一部損壊などの「被災証明書」は、所轄の特別出張所で発行します。	
2 被災された家屋の消毒	◆問い合わせ 生活衛生課 環境衛生 5764-0694
床上浸水など被災された家屋の消毒方法をご説明します。	
3 住民税（特別区民税・都民税）の減免	◆問い合わせ 課税課課税担当(庶務・諸税) 5744-1192
住宅及び家財について床上浸水などの被害を受けた場合で、平成30年中の合計所得が1,000万円以下であるときは、合計所得金額及び被災程度に応じ、平成31年度(令和元年度)の住民税額のうち、被災日以降の納期分が減免対象になります。なお、大田区で課税されている方で、転出先で被害を受けた方も対象です。ご相談ください。	
4 個人住民税の納付の猶予	◆問い合わせ 納税課収納推進担当 5744-1205
被害を受けられた方に、住民税の納付の猶予制度があります。ご相談ください。	
5 所得税	◆問い合わせ 各税務署個人課税第1部門
①大森税務署 3755-2111 ②雪谷税務署 3726-4521 ③蒲田地区は蒲田税務署 3732-5151	
6 固定資産税	◆問い合わせ 大田都税事務所 3733-2411
7 国民健康保険料の減免	◆問い合わせ 国保年金課 国保資格係 5744-1210
災害で大きな損害を受け、保険料の納付が困難な状況にあるとき、申請により保険料が減免となる場合があります。ご相談ください。	
8 国民健康保険一部負担金の減免	◆問い合わせ 国保年金課 国保給付係 5744-1211
台風19号により被災された方には、条件により国民健康保険の一部負担金を減免または免除することがあります。ご相談ください。	
9 国民年金保険料の免除	◆問い合わせ 国保年金課国民年金係 5744-1214
風水害等により、被保険者または被保険者世帯の世帯員（学生の場合は本人または親元世帯の世帯員）が住宅、家財に損害を受け、保険料の納付が困難な場合は、申請により納付を免除される場合があります。ご相談ください。	
10 後期高齢者医療保険料の減免	◆問い合わせ 国保年金課 後期高齢者医療担当 5744-1608
災害等で大きな損害を受け、保険料の納付が困難な状況にあるとき、申請により保険料が減免となる場合があります。ご相談ください。	
11 後期高齢者医療一部負担金の減免	◆問い合わせ 国保年金課後期高齢者医療担当 5744-1254
災害等で大きな損害を受けた場合や収入が著しく減少したとき等、東京都後期高齢者医療広域連合が認めた場合、一部負担金を減免または免除することがあります。ご相談ください。	

12 保育園保育料の減額	◆問い合わせ 保育サービス課保育利用支援係	5 7 4 4-1 2 8 0
災害等により損害を受けた時は、損害の程度により、保育料が減額される場合があります。ご相談ください。		
13 家庭ごみの処理		
被害を受けられた方に家庭ごみ処理手数料の減免制度があります。所轄の清掃事務所にご相談ください。		
① 大森清掃事務所3774-3811 ② 調布清掃事務所3721-7216 ③ 蒲田清掃事務所3732-5545		
14 災害援護資金の貸付	◆問い合わせ 福祉管理課援護係	5 7 4 4-1 2 4 5
災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金をお貸しする制度があります。申請期限は、令和2年1月31日（金）です。詳細については、ご相談ください。		
15 応急小口資金等の貸付	◆問い合わせ 福祉管理課援護係	5 7 4 4-1 2 4 5
災害により住居・家財等に被害を受けられた方に対して、復旧に必要な資金をお貸しする制度があります。貸付対象や貸付条件については、ご相談ください。		
16 生活福祉資金貸付制度	◆問い合わせ 大田区社会福祉協議会	3 7 3 6-2 0 2 6
被災された世帯を対象とする貸付金制度です。ご相談ください。		
① 緊急小口資金（特例貸付） 貸付金額10万円（特別な場合20万円も可）		
② 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費（所得制限あり） 限度額150万円		
17 教科書、副読本等の被害		
お子様が区立小中学校で使用している教科書等で、被害を受けた方は、ご相談ください。		
・教科書、就学援助について ⇒ ◆学務課学事係 5 7 4 4-1 4 2 9		
・副読本について ⇒ ◆指導課管理係 5 7 4 4-1 4 3 6		
18 中小企業者等に対する融資制度	◆問い合わせ 産業振興課融資係	3 7 3 3-6 1 8 5
区内の中小企業者を対象に運転資金、設備資金を、金融機関にあつ旋する融資制度があります。融資対象、融資条件等の詳細はお問合わせください。		
19 住宅リフォーム助成事業のご案内	◆問い合わせ 建築調整課住宅相談窓口	5 7 4 4-1 3 4 3
自己の居住している住宅のリフォームを区内に主たる事業所（本社）を有する中小事業者に発注する場合、工事費用の一部を助成できる場合があります。工事を始める前に仮申請が必要です。助成条件等の詳細はお問合わせください。		
20 木造住宅除却助成事業のご案内	◆問い合わせ 防災まちづくり課耐震改修担当	5 7 4 4-1 3 4 9
昭和56年以前の耐震性が不足している木造住宅の除却工事に対して、工事費用の一部を助成できる場合があります。事前に耐震診断が必要です（自己負担額有り）。詳細はお問合わせください。		
21 がけ等整備工事助成事業のご案内	◆問い合わせ 防災まちづくり課耐震改修担当	5 7 4 4-1 3 4 9
整備の必要がある高さ2m以上のがけ等の工事に対して、工事費用の一部を助成できる場合があります。工事を始める前に事前相談が必要です。詳細はお問合わせください。		
22 ブロック塀等改修工事助成事業のご案内	◆問い合わせ 防災まちづくり課耐震改修担当	5 7 4 4-1 3 4 9
安全性が確認できないブロック塀等を撤去する場合、費用の一部を助成できる場合があります。（撤去後のフェンス等の設置を含む）工事を始める前に事前相談が必要です。詳細はお問合わせください。		
23 弁護士への法律相談	◆問い合わせ 広聴広報課広聴担当	5 7 4 4-1 1 3 5
日常生活で生じる法律問題について、弁護士による助言を無料で受けることができます。（事前予約制）		
24 介護保険料の減免	◆問い合わせ 介護保険課 資格・保険料担当	5 7 4 4-1 4 9 1
災害等の特別な理由により生活が著しく困窮したときは、介護保険料の減免が受けられる場合があります。		
25 介護保険自己負担額の減免	◆問い合わせ 介護保険課給付担当	5 7 4 4-1 6 2 2
災害その他特別な事情により、自己負担の支払が困難な時は、自己負担額が減免される場合があります。		

26 国民健康保険被保険者証の再発行	◆問い合わせ 国保年金課国保資格係	5 7 4 4-1 2 1 0
27 後期高齢者医療被保険者証の再発行	◆問い合わせ 国保年金課高齢者医療担当	5 7 4 4-1 6 0 8
28 国民年金手帳の再発行	◆問い合わせ 国保年金課国民年金係	5 7 4 4-1 2 1 4
29 介護保険被保険者証等の再発行	◆問い合わせ 介護保険課 資格・保険料担当	5 7 4 4-1 4 9 1
30 被災した住宅の応急修理について	◆問い合わせ 建築調整課建築調整担当	5 7 4 4-1 3 8 2

令和元年台風第19号により被災した住宅について、災害救助法に基づく住宅応急修理制度を実施します。詳細はお問合せください。

8 被災者生活再建支援事業関係資料

金額はいずれも受けられる最大額で、要した費用等状況により金額は変わります。

住家被害への支援制度について（東京都分）※

金額は被災者に対する支援の金額を示す。

全壊

（被災者生活再建支援法適用地域）

被災者生活再建支援制度 : 300 万円
<国制度> (全壊：建設・購入)

（被災者生活再建支援法適用外地域）

東京都被災者生活再建支援事業 : 300 万円以内
<都制度> (全壊：建設・購入)

大規模半壊

（被災者生活再建支援法適用地域）

被災者生活再建支援制度 : 150 万円
<国制度> (大規模半壊：補修)

（被災者生活再建支援法適用外地域）

東京都被災者生活再建支援事業 : 150 万円以内
<都制度> (大規模半壊：補修)

（災害救助法適用地域）

応急修理（災害救助法） : 59.5 万円以内
<国制度>

半壊

東京都被災者生活再建支援事業 : 200 万円以内
<都制度> (半壊：建設・購入)

（災害救助法適用地域）

応急修理（災害救助法） : 59.5 万円以内
<国制度>

※ 各種支援制度の適用要件を満たした場合の支援内容になります。

<次ページに続く>

一部損壊（準半壊）

（災害救助法適用地域）

応急修理（災害救助法） : 30万円以内

<国制度>

（被災者生活再建支援法適用外地域）

住宅被害対策区市町村支援事業 : 30万円以内かつ
対象工事費の1/2以内

<都制度>

- * 区市町村が被災者に補助する場合に、補助する額の1/2を都が区市町村に補助するもの
- * 台風第15号被害に限り、耐震性向上等に資する工事は「防災・安全交付金」の対象とすることが可能

一部損壊（10%未満）

住宅被害対策区市町村支援事業 : 30万円以内かつ
対象工事費の1/2以内

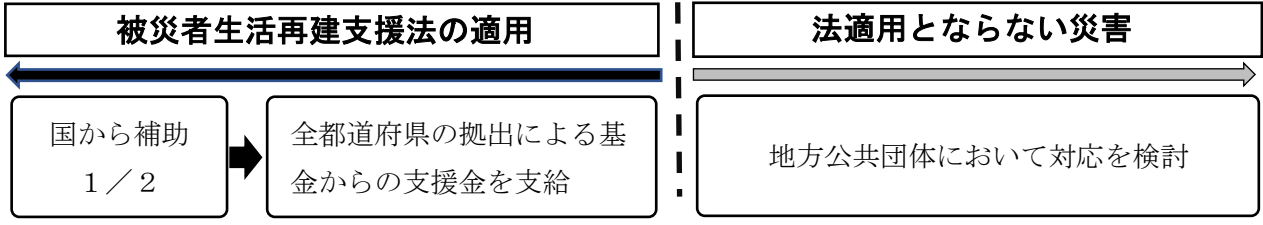
<都制度>

- * 区市町村が被災者に補助する場合に、補助する額の1/2を都が区市町村に補助するもの
- * 台風第15号被害に限り、耐震性向上等に資する工事は「防災・安全交付金」の対象とすることが可能

被災者生活再建支援法の概要

被災者生活再建支援法（国制度）の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい損害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。（法第1条）



被災者生活再建支援法（国制度）の対象となる自然災害・区市町村

①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した区市町村（施行令第1条第1項）	台風第15号：大島町 台風第19号：大田区
②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（施行令第1条第2号）	台風第19号：八王子市、あきる野市
③被災者生活再建支援法が適用される区市町村を含む都道府県が2以上ある場合 ・5世帯以上の住宅全壊が発生した区市町村（人口10万人未満） ・2世帯以上の住宅全壊が発生した区市町村（人口5万人未満）	台風第15号：新島村 台風第19号：日の出町、檜原村

※ その他 被災者生活再建支援法第2条第1号、第2号、施行令第1条 参照

被災者生活再建支援法（国制度）の対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法が適用となった区市町村における

- ① 全壊世帯 ②解体世帯 ③長期避難世帯 ④大規模半壊世帯

東京都被災者生活再建支援事業

被災者生活再建支援法（国制度）の課題

- 半壊世帯は、被災者生活再建支援法の対象外
- 全壊等の被害があった区市町村であっても、法の適用がなければ、支援の対象にならない。

東京都被災者生活再建支援事業（都制度）の実施

<目的> 住宅に著しい被害を受けた世帯への補助を実施する区市町村に対して、その費用の一部を東京都が予算の範囲内で補助することにより、被災世帯の生活再建を支援することを目的とする。

- <対象> ①被災者生活再建支援法の適用があった区市町村における「半壊」世帯
②被災者生活再建支援法の適用がない区市町村で「全壊」、「解体」、「大規模半壊」、「半壊」世帯
①、②の世帯が住宅の建設、購入、補修又は賃借を行った場合の費用

<事業主体> 区市町村

<財源> 東京都 1/2、 区市町村 1/2

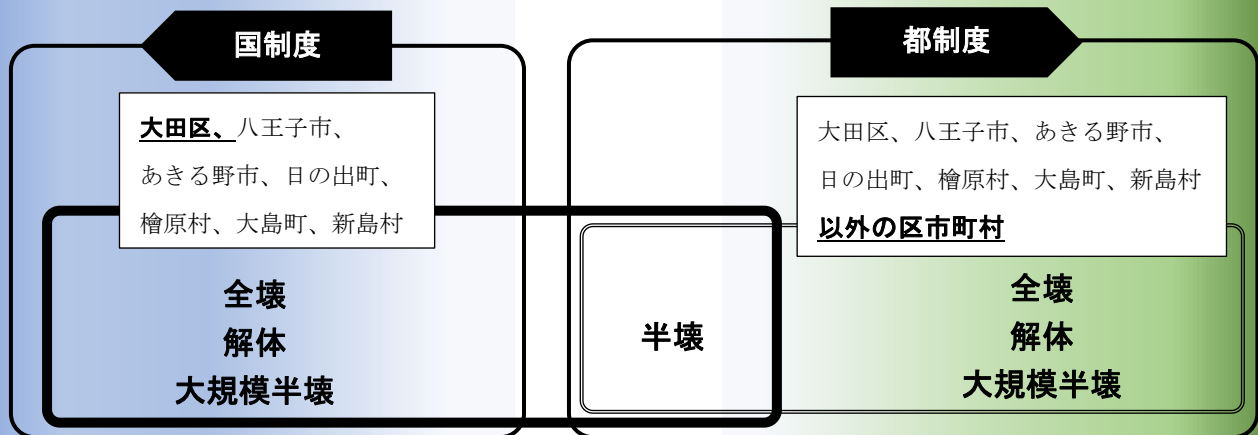
<申請期間> 災害発生日から13か月 台風第15号災害 令和2年10月7日まで
台風第19号災害 令和2年11月11日まで

東京都被災者生活再建支援事業

被害程度	被害基準判定 (損害割合) ※	国制度		都制度
全壊	50%以上	基礎支援金 100万円	+ 加算支援金 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円	建設・購入 300万円 補修 200万円 賃貸 150万円 住宅の再建方法によって上 記金額を限度に支給
解体	半壊解体 敷地被害解体			建設・購入 250万円 補修 150万円 賃貸 100万円 住宅の再建方法によって上 記金額を限度に支給
大規模 半壊	50%未満 40%以上	基礎支援金 50万円	+ 住宅の再建方法に 応じて支給	建設・購入 200万円 補修 120万円 賃貸 80万円 住宅の再建方法によって上 記金額を限度に支給
半壊	40%未満 20%未満	対象外		建設・購入 200万円 補修 120万円 賃貸 80万円 住宅の再建方法によって上 記金額を限度に支給

- ※ 災害に係る住家の被害認定基準 ①損壊判定基準（住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合）
②損害判定基準（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）
- ※ 単身世帯（世帯員1人）は、複数世帯（世帯員2人以上）の3/4の金額

令和元年台風第19号災害における被災者生活再建支援制度の適用状況



国制度：大田区、八王子市、あきる野市、日の出町、檜原村、大島町及び新島村（令和元年12月6日現在）における「全壊」、「解体」及び「大規模半壊」世帯を対象とする制度。

※大島町、新島村：台風第15号から第19号の間においては、「一連の災害」として取り扱うため国制度の対象。

都制度：①大田区、八王子市、あきる野市、日の出町、檜原村、大島町及び新島村の半壊世帯。

ただし、「半壊」世帯のうち、一定の被災状況を満たし「解体」世帯に至った場合は国基準となる。

②大田区、八王子市、あきる野市、日の出町、檜原村、大島町及び新島村以外の区市町村における「全壊」、「解体」、「大規模半壊」及び「半壊」世帯を対象とする制度。

次ページ以降は「申請書」と「請求書」の予備です。
書き損じ、汚損等した場合にお使いください。

